

移住・交流体験施設運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、野田村への移住・定住及び交流活動を促進し、関係人口の増加による村の活性化を図るため、移住希望者の生活体験及び交流活動に供する移住・交流体験施設（以下「施設」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	住所	構造等	面積
のんちゃんハウス	野田村大字野田第28地割12番地 5	木造平屋建	141.89㎡
庵日形井	野田村大字野田第6地割62番地	木造平屋建	257.78㎡
染織工房	野田村大字野田第6地割76番地 1	木造2階建	178.86㎡

(対象者)

第3 施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 村外在住者であって、在住地からの移住を検討している者及びその家族
- (2) 村外在住者であって、村内でインターンシップ又は研究活動を行う者
- (3) 村外に所在する団体であって、村内施設を利用したスポーツ、芸術及び文化活動の合宿を行う団体
- (4) その他村長が特に利用を認める者

(申請)

第4 施設の利用を希望する者は、利用開始7日前までに移住・交流体験施設利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を村長に提出するものとする。

(利用の決定)

第5 村長は、第4の規定による申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、移住・交流体験施設利用決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）を申請者に交付するものとする。

(利用期間)

第6 施設の利用可能期間は別表に掲げるとおりとする。

- 2 利用期間は、決定通知書に記載した期間の満了により終了し、延長は認めないものとする。

(利用料)

第7 施設の利用料は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 利用者は前項に規定する利用料を、村長が発行する納入通知書により指定された期日までに納入しなければならない。
- 3 第1項の利用料には、光熱水費（電気料、水道料、下水道使用料）、燃料費（ガス代、灯油代）を含むものとし、それらを除く経費（飲食費、寝具レンタル料、日常の消耗品等に係る費用、交通費等）はすべて利用者の負担とする。
- 4 既納の利用料は、還付しない。ただし、村長が特に認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 村長は、特に必要と認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

（遵守事項）

第8 利用者は、第7第1項に定めた利用料を納めた後、村職員の立会いのもと施設の原状確認を行い、村職員から施設の鍵を受け取り利用するものとする。この場合において、利用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設をその目的以外に使用しないこと。
- (2) 留守や就寝時に施錠する等施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに村長にその旨を報告すること。
- (3) 火気の取扱いには十分注意し、寒冷時には水道の凍結防止に配慮すること。
- (4) 備付けの備品及び什器類（食器やその他家具）を適切に取り扱うこと。
- (5) ごみは、決められたルールに従い分別すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

（制限される行為）

第9 利用者は、施設及びその敷地内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 興行、展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (3) 文書、図書その他印刷物を貼付又は配布すること。
- (4) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (5) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (6) 申請書に記載された利用者以外の者を宿泊させること。
- (7) 施設の全部又は一部を転貸、又はその権利を譲渡すること。
- (8) 村長の承諾を得ずに、動物を飼育すること。

(9) その他施設の使用にふさわしくない行為をすること。

(利用決定の取消し)

第10 村長は、利用者に第8及び第9の規定に違反する行為があったと認めた場合又は施設を継続して利用させることが困難であると認める場合は、第5の規定による利用の決定を取り消すことができる。

(明渡し)

第11 利用者は、利用期間が満了した場合又は第10の規定に基づき利用決定が取り消された場合にあっては、村職員の立会いのもと直ちに施設を明け渡し、鍵を返還しなければならない。この場合において、利用者は施設の清掃を行い、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該施設及びその敷地を原状回復しなければならない。

2 村長は、前項の規定に基づき、利用者が行う原状回復の内容及び方法について、あらかじめ利用者と協議するものとする。

(立入り)

第12 村長は、施設の防火、火災の延焼、構造の保全その他施設の管理上特に必要があると認めるときは、利用者の承諾を得ず村職員を施設内に立ち入らせることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできないものとする。

(損害賠償)

第13 利用者は、故意又は過失により施設の建物、設備、備品等を破損、汚損又は滅失したときは、速やかにその旨を村長に報告し、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第14 施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該施設内又は敷地内で発生した事故及び火災について、村長はその責務を負わないものとする。

(補則)

第15 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

別表（第6、7関係）

利用可能期間	利用料（1人・1泊当たり）
--------	---------------

	基本額	加算額
1泊2日から30泊 31日まで	500円	村が貸与する寝具を使用する場合 (1セット当たり) 300円

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

野田村長 様

申請者 住所
氏名 ⑩

移住・交流体験施設利用申請書

移住・交流体験施設を利用したいので、移住・交流体験施設運営要綱第4の規定により、次のとおり申請します。

- 1 利用施設 (1) のんちゃんハウス (2) 庵日形井 (3) 染織工房
 2 利用期間 年 月 日から 年 月 日まで
 3 利用者 ※代表者を一番上に記入すること。

※利用区分	(ふりがな) 氏名	年齢	職業	申請者との続柄	備え付け寝具の利用の有無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無

- ※第3 施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 (1) 村外在住者であって、在住地からの移住を検討している者及びその家族
 (2) 村外在住者であって、村内でインターンシップ又は研究活動を行う者
 (3) 村外に所在する団体であって、村内施設を利用したスポーツ、芸術及び文化活動の合宿を行う団体
 (4) その他村長が特に利用を認める者

4 連絡先
電話 (自宅) _____ 電話 (携帯) _____

F A X

Eメール

5 その他 (質問等があれば記入)

様式第2号 (第5条関係)

年 月 日

野田村長 様

申請者 住所
氏名 ⑩

移住・交流体験施設利用決定通知書

年 月 日付けで提出のありました移住・交流体験施設利用申請書について、移住・交流体験施設運営要綱第5号の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 代表利用者 氏 名
住 所
- 2 利用人数 人
- 3 利用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 利用料金 円